

知多市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、市内の民有地の緑化の推進を図るため、愛知県が実施するあいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）を実施する者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）及び灌水施設をいう。
- (2) 緑化事業 民有地の建物や敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進めるために緑化施設の設置を行う事業をいう。
- (3) 民有樹林地活用型事業 民有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う事業をいう。
- (4) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (5) 樹林地 樹木の樹冠の水平投影面積が30パーセント以上占めている土地をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落で行う緑化事業及び民有樹林地活用型事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 緑化事業については、緑化面積が50平方メートル以上（生垣については、延長15メートル以上）であること。

- (2) 民有樹林地活用型事業については、事業面積が50平方メートル以上（既存民有樹林地200平方メートル以上）であること。
 - (3) 別表第1に定める基準を満たすものであること。
 - (4) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。
 - (5) 宗教的又は政治的宣伝を意図したものでないこと。
 - (6) 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りではない。
 - (7) 申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。
 - (8) プランター等敷地等に定着せず、移動可能なものを使用していないこと。
- 2 補助対象事業は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以降に着手するものでなければならない。
 - 3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における同一箇所の緑化又は他の補助金の交付を受ける事業は、対象としない。
 - 4 古木、銘木等の樹木単価又は大径木の運搬、植付等の植栽費用が極めて高価なものは、対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う予定であるもので、補助金の申請時において、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認める者

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助対象経費及び補助金の額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる申請者にあつては、

消費税等を補助対象経費に含めて補助金の額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者
- (5) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法（昭和63年法律第108号）別表第3に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者
(交付申請)

第6条 申請者は、補助対象事業に着手する前に、知多市都市緑化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 知多市都市緑化推進事業に対する承諾書（申請者と事業を行う敷地等の所有者が異なる場合に限る。）（第4号様式）
- (5) 事業内容を表した図面
- (6) 事業着手前の写真等
- (7) 事業に要する経費の見積書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、知多市都市緑化推進事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助

金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は、直ちに知多市都市緑化推進事業計画変更申請書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助事業の内容を表した図面等
- (2) 変更後の補助事業に要する経費の見積書

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、知多市都市緑化推進事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、前条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して14日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、知多市都市緑化推進事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第9号様式）
- (2) 平面図
- (3) 緑化構造図
- (4) 補助事業の実施状況及び完了後の写真
- (5) 補助事業に要した経費の領収書の写し
- (6) 収支決算書（第10号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、相当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、知多市都市緑化推進事業補助金確定通知書（第11号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付）

第11条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多

市都市緑化推進事業補助金交付請求書（第 1 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

（表示板の設置）

第 1 2 条 補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により実施した旨を示す事業表示板（第 1 3 号様式）を事業実施場所に設置しなければならない。

（樹木等の管理）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

（現況報告）

第 1 4 条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、知多市都市緑化推進事業補助対象緑化施設現況報告書（第 1 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の現況を報告させることができる。

(1) 位置図

(2) 補助事業に係る図面（計画平面図及び緑化構造図）

(3) 現況写真

（交付決定の取消し）

第 1 5 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

（財産処分の制限）

第 1 6 条 規則第 2 3 条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

（委任）

第 1 7 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業種別	区 分	基 準	要 件
緑化事業	屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記の要件のうち、 いずれかを満たすこ と。	(1) 道路から眺望できること。 (2) 不特定の人が立ち入って見ること ができること。 (3) 管理者等の了承のもと、必要に応 じて見ることができること。
	生垣設置	右記の要件のすべて を満たすこと。	(1) 接道（公道及び市長がこれに準ず ると認める道路に接することをい う。）の延長の20パーセント以上 であること。 (2) 樹木の高さが敷地面から0.6メ ートル以上であること。 (3) 延長1メートル当たり2本以上植 樹すること。 (4) 植樹する場所の盛土をブロック等 で囲む場合は、敷地面から0.5メ ートル以下であること。
私有樹林 地活用型 事業		右記の要件のうち、 いずれかを満たすこ と。	(1) 常時一般の人々が立ち入ることが できること。 (2) 求めに応じ、一般の人々が立ち入 ることができること。 (3) 時間を限って一般の人々が立ち入 ることができること。

備考 緑化事業を行う敷地等について、他の法令等の規定による緑化義務が存する場合は、当
該義務の範囲内に限り、補助の対象外とする。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助金の交付金額
<p>緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、灌水施設及び生垣設置に係る工事費並びに事業表示看板の設置に係る費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が1年又は2年間程度しか見込めないものを除く。</p>	<p>補助対象経費の2分の1（500万円を限度とし、10万円未満（生垣設置については3万円未満）の場合は、交付しない。）とし、次の額の範囲とする。</p> <p>(1) 屋上緑化及び壁面緑化は、緑化面積に1平方メートル当たり3万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 駐車場緑化は、緑化面積に1平方メートル当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 空地緑化は、緑化面積に1平方メートル当たり1万5千円を乗じて得た額</p> <p>(4) 生垣設置は、生垣の延長1メートル当たり5千円を乗じて得た額</p>
<p>民有樹林地活用型事業 園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板に係る費用並びに事業表示看板の設置に係る費用</p>	<p>(1) 民有樹林地活用型事業は、工事対象面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額</p>

第1号様式（第6条関係）

知多市都市緑化推進事業補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

年度において、下記事業を実施するため、知多市都市緑化推進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 緑の街並み推進事業
- 2 事業実施予定場所
- 3 補助対象経費 金 円
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 事業予定期間 着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日
- 6 緑化施設の管理予定者（申請者と管理予定者が異なる場合）
住所
氏名
- 7 緑化施設を設置する敷地等の所有者（申請者と敷地等の所有者が異なる場合）
住所
氏名
- 8 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 事業計画書（第2号様式）
 - (3) 収支予算書（第3号様式）
 - (4) 都市緑化推進事業に対する承諾書（申請者と事業を行う敷地等の所有者が異なる場合に限る。）（第4号様式）
 - (5) 事業内容を表した図面
 - (6) 事業着手前の写真等
 - (7) 事業に要する経費の見積書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書（緑化事業）

事業名	緑の街並み推進事業				
申請者					
事業実施予定場所	知多市				
事業予定期間	年 月 日～		年 月 日		
事業費	円	財源 内訳	交付申請額	円	
			申請者負担額	円	
敷地面積	㎡ ①				
土地利用状況 ※該当する箇所に✓印をつける。	市街化区域				
	市街化調整区域内の既存集落				
	その他()				
屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化 ※該当基準に✓印をつける。	道路から眺望できる。				
	不特定の人が立ち入って見ることができる。				
	管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができる。				
生垣設置 ※該当基準に✓印をつける。	接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）の延長の20パーセント以上である。				
	樹木の高さが敷地面から0.6メートル以上である。				
	延長1メートル当たり2本以上植樹する。				
	植樹する場所の盛土をブロック等で囲む場合は、敷地面から0.5メートル以下である。				
面積	屋上緑化面積（うち中高木）	㎡ ()		㎡	
	壁面緑化面積	㎡			
	空地緑化面積（うち中高木）	㎡ ()		㎡	
	駐車場緑化面積（うち中高木）	㎡ ()		㎡	
	計（うち中高木）	㎡ ② ()		㎡ ③	
生垣設置延長	m				
園路等の面積	㎡				
緑化率	%		②/①		
中高木植栽率	%		③/②		
工事内容	植栽・園路	本	㎡	その他	

＜申告者申告欄＞ あてはまる場合は、□にチェックと「 」内に数字を記入してください。

□私は、下記の「 」にあてはまる申請者であるため、補助対象経費に消費税等を含めた金額で申請します。

①個人事業者ではない個人 ②消費税法における納税義務者とならない事業者 ③免税事業者 ④簡易課税事業者
 ⑤国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第3に掲げる法人
 ⑥国又は地方公共団体の一般会計である事業者
 ⑦課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

第2号様式（第6条関係）

事業計画書（民有樹林地活用型事業）

事業名	緑の街並み推進事業			
申請者				
事業実施予定場所	知多市			
事業予定期間	年 月 日～		年 月 日	
事業費	円	財源内訳	交付申請額	円
			申請者負担額	円
土地利用状況 ※該当する箇所✓印をつける。	市街化区域			
	市街化調整区域内の既存集落			
	その他()			
公開性 ※該当基準に✓印をつける。	常時一般の人々が立ち入ることができる。			
	求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができる。			
	時間を限って、一般の人々が立ち入ることができる。			
工事面積	m ²			
既存民有樹林地 (うち緑化面積)	m ² ① ()		m ² ②	
工事完了後 民有樹林地(うち緑化面積)	m ² ③ ()		m ² ④	
交付対象面積の最低限度	m ²		①/④	
緑化率(工事前30%以上)	%		②/①	
緑化率(工事後30%以上)	%		④/③	
工事内容	園路	m ²	その他	枚・基

＜申告者申告欄＞ あてはまる場合は、□にチェックと「 」内に数字を記入してください。
□私は、下記の「 」にあてはまる申請者であるため、補助対象経費に消費税等を含めた金額で申請します。
①個人事業者ではない個人 ②消費税法における納税義務者とならない事業者 ③免税事業者 ④簡易課税事業者
⑤国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第3に掲げる法人
⑥国又は地方公共団体の一般会計である事業者
⑦課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

第2号様式（第6条関係）

事業計画書（緑化事業・民有樹林地活用型事業併用）

事業名	緑の街並み推進事業				
申請者					
事業実施予定場所	知多市				
事業予定期間	年 月 日～		年 月 日		
事業費	円	財源 内訳	交付申請額	円	
			申請者負担額	円	
敷地面積	㎡ ①				
土地利用状況 ※該当する箇所に✓印をつける。	市街化区域				
	市街化調整区域内の既存集落				
	その他()				
屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化 ※該当基準に✓印をつける。	道路から眺望できる。				
	不特定の人が立ち入って見ることができる。				
	管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができる。				
生垣設置 ※該当基準に✓印をつける。	接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）の延長の20パーセント以上である。				
	樹木の高さが敷地面から0.6メートル以上である。				
	延長1メートル当たり2本以上植樹する。				
	植樹する場所の盛土をブロック等で囲む場合は、敷地面から0.5メートル以下である。				
公開性 ※該当基準に✓印をつける。	常時一般の人々が立ち入ることができる。				
	求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができる。				
	時間を限って、一般の人々が立ち入ることができる。				
面積	屋上緑化面積（うち中高木）	㎡		（ ㎡）	
	壁面緑化面積	㎡			
	空地緑化面積（うち中高木）	㎡		（ ㎡）	
	駐車場緑化面積（うち中高木）	㎡		（ ㎡）	
	計（うち中高木）	㎡		（ ㎡） ①	
生垣設置延長	m				
既存民有樹林地活用型事業の 交付対象となる工事面積	㎡ ②				
既存民有樹林地 （うち緑化面積）	㎡ ③		（ ㎡） ④		
工事完了後の民有樹林地 （うち緑化面積）	㎡ ⑤		（ ㎡） ⑥		
②面積の最低限度	㎡		（①+③） / 4		
緑化率（工事前30%以上）	%		（①+④） / （①+③）		
緑化率（工事後30%以上）	%		⑥ / ⑤		
工事内容	植栽・園路	本	㎡	その他	枚・基

＜申告者申告欄＞ あてはまる場合は、□にチェックと「 」内に数字を記入してください。

□私は、下記の「 」にあてはまる申請者であるため、補助対象経費に消費税等を含めた金額で申請します。

- ①個人事業者ではない個人
- ②消費税法における納税義務者とならない事業者
- ③免税事業者
- ④簡易課税事業者
- ⑤国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第3に掲げる法人
- ⑥国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- ⑦課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

第3号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部（財源内訳）

項目	金額	備考
補助金	円	
	円	
	円	
合計	円	

2 支出の部

項目	金額	備考
補助対象経費	円	
	円	
	円	
	円	
	小計	円
補助対象外経費	円	
	円	
	円	
	円	
	小計	円
合計	円	

第4号様式（第6条関係）

知多市都市緑化推進事業に対する承諾書

年 月 日

知多市長 様

敷地等の所有者 住所
氏名

申請者 住所
氏名

私が所有する 知多市 内の敷地等において、申請者が知多市都市緑化推進事業を実施することに対して、承諾いたします。

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

知多市都市緑化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあったことについては、知多市都市緑化推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

交付決定額	円
交付の条件	

注意事項

- 1 交付申請書類の内容（申請者申告欄含む）に虚偽があった場合、上記交付金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- 2 事業計画を変更するときは、知多市都市緑化推進事業計画変更申請書を提出し、市長の承認を得てください。
- 3 事業を完了したときは、完了した日から起算して14日を経過する日までに、知多市都市緑化推進事業実績報告書を提出してください。その後、完了検査を行います。
- 4 完了検査の結果、交付申請又は計画変更申請の内容に合致していないと認められた場合は、補助金を交付しません。

第6号様式（第8条関係）

知多市都市緑化推進事業計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

事業名	緑の街並み推進事業	
事業実施場所		
事業費	変更前	円
	変更後	円
	補助対象経費	円
交付決定額	円	
変更理由		
変更内容		

添付書類

- (1) 変更後の補助事業の内容を表した図面等
- (2) 変更後の補助事業に要する経費の見積書

第7号様式（第8条関係）

知多市 指令 第 号
年 月 日

様

知多市長 印

知多市都市緑化推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について、知多市都市緑化推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更決定したので通知します。

事業名	緑の街並み推進事業
事業実施場所	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第 8 号様式（第 9 条関係）

知多市都市緑化推進事業補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

事 業 名	緑の街並み推進事業
事 業 実 施 場 所	
事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業報告書（第 9 号様式） (2) 平面図 (3) 緑化構造図 (4) 補助事業の実施状況及び完了後の写真 (5) 補助事業に要した経費の領収書の写し (6) 収支決算書（第 1 0 号様式） (7) その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第9条関係）

事業報告書（緑化事業）

事業名	緑の街並み推進事業				
申請者					
事業実施予定場所	知多市				
事業予定期間	年 月 日～		年 月 日		
事業費	円	財源 内訳	交付申請額	円	
			申請者負担額	円	
敷地面積	㎡ ①				
土地利用状況 ※該当する箇所に✓印をつける。	市街化区域				
	市街化調整区域内の既存集落				
	その他()				
屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化 ※該当基準に✓印をつける。	道路から眺望できる。				
	不特定の人が立ち入って見ることができる。				
	管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができる。				
生垣設置 ※該当基準に✓印をつける。	接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）の延長の20パーセント以上である。				
	樹木の高さが敷地面から0.6メートル以上である。				
	延長1メートル当たり2本以上植樹する。				
	植樹する場所の盛土をブロック等で囲む場合は、敷地面から0.5メートル以下である。				
面積	屋上緑化面積（うち中高木）	㎡ ()		㎡	
	壁面緑化面積	㎡			
	空地緑化面積（うち中高木）	㎡ ()		㎡	
	駐車場緑化面積（うち中高木）	㎡ ()		㎡	
	計（うち中高木）	㎡ ② ()		㎡ ③	
生垣設置延長	m				
園路等の面積	㎡				
緑化率	%				②/①
中高木植栽率	%				③/②
工事内容	植栽・園路	本	㎡	その他	

第9号様式（第9条関係）

事業報告書（民有樹林地活用型事業）

事業名	緑の街並み推進事業			
申請者				
事業実施予定場所	知多市			
事業予定期間	年 月 日～		年 月 日	
事業費	円	財源 内訳	交付申請額	円
			申請者負担額	円
土地利用状況 ※該当する箇所に✓印をつける。	市街化区域			
	市街化調整区域内の既存集落			
	その他()			
公開性 ※該当基準に✓印をつける。	常時一般の人々が立ち入ることができる。			
	求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができる。			
	時間を限って、一般の人々が立ち入ることができる。			
工事面積	m ²			
既存民有樹林地 (うち緑化面積)	m ² ① ()		m ² ②	
工事完了後 民有樹林地(うち緑化面積)	m ² ③ ()		m ² ④	
交付対象面積の最低限度	m ²		①/4	
緑化率(工事前30%以上)	%		②/①	
緑化率(工事後30%以上)	%		④/③	
工事内容	園路	m ²	その他	枚・基

第9号様式（第9条関係）

事業計画書（緑化事業・既存民有樹林地活用型事業併用）

事業名		緑の街並み推進事業			
申請者					
事業実施予定場所		知多市			
事業予定期間		年 月 日～		年 月 日	
事業費		円	財源 内訳	交付申請額	円
				申請者負担額	円
敷地面積		㎡ ①			
土地利用状況 ※該当する箇所に✓印をつける。		市街化区域			
		市街化調整区域内の既存集落			
		その他()			
屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化 ※該当基準に✓印をつける。		道路から眺望できる。			
		不特定の人が立ち入って見ることができる。			
		管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができる。			
生垣設置 ※該当基準に✓印をつける。		接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）の延長の20パーセント以上である。			
		樹木の高さが敷地面から0.6メートル以上である。			
		延長1メートル2本以上当たり植樹する。			
		植樹する場所の盛土をブロック等で囲む場合は、敷地面から0.5メートル以下である。			
公開性 ※該当基準に✓印をつける。		常時一般の人々が立ち入ることができる。			
		求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができる。			
		時間を限って、一般の人々が立ち入ることができる。			
面積	屋上緑化面積（うち中高木）	㎡	(㎡)	
	壁面緑化面積	㎡			
	空地緑化面積（うち中高木）	㎡	(㎡)	
	駐車場緑化面積（うち中高木）	㎡	(㎡)	
	計（うち中高木）	㎡	(㎡)	①
生垣設置延長		m			
既存民有樹林地活用型事業の 交付対象となる工事面積		㎡ ②			
既存民有樹林地 （うち緑化面積）		㎡ ③ () ㎡) ④			
工事完了後の民有樹林地 （うち緑化面積）		㎡ ⑤ () ㎡) ⑥			
②面積の最低限度		㎡ (①+③) / 4			
緑化率（工事前30%以上）		% (①+④) / (①+③)			
緑化率（工事後30%以上）		% ⑥ / ⑤			
工事内容		植栽・園路	本	㎡	その他
					枚・基

収 支 決 算 書

1 収入の部（財源内訳）

項 目	金 額	備 考
補助金	円	
	円	
	円	
合 計	円	

2 支出の部

項 目	金 額	備 考
補助対象経費	円	
	円	
	円	
	円	
	小 計	円
補助対象外経費	円	
	円	
	円	
	円	
	小 計	円
合 計	円	

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

知多市都市緑化推進事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、知多市都市
緑化推進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定し
たので通知します。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第12号様式（第11条関係）

知多市都市緑化推進事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付け知 発第 号で補助金の確定を受けた補助事業について、
次のとおり請求します。

請 求 額		円			
振 込 口 座	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店		
	預 金 種 目	普通 ・ 当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

あいち森と緑づくり税を財源とする
「緑の街並み推進事業」により、
〇〇〇〇の緑化整備を行いました。

年 月

補助事業者 〇〇〇

備考

- 1 大きさは、日本産業規格A列4番以上とする。
- 2 材質は、耐光性及び耐久性に富み、かつ、容易に破損しないものとする。
- 3 民有樹林地活用型事業を実施する場合、以下のいずれかの旨を記載すること。
 - (1) 常時一般の人々が立ち入ることができる。
 - (2) 求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができる。
 - (3) 時間を限って一般の人々が立ち入ることができる。
- 4 補助事業者が個人の場合、補助事業者の要望に応じ、必ずしも個人名を記載する必要はない。

知多市都市緑化推進事業補助対象緑化施設現況報告書

年 月 日

知多市長 様

住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定を受け、補助金の交付を受けた知多市都市緑化推進事業の状況につきまして、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業名	緑の街並み推進事業
事業実施場所	知多市
補助金交付額	円
完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 補助事業に係る図面（計画平面図及び緑化構造図）
- (3) 現況写真